

請願第2号

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める請願書

令和4年5月20日

東郷町議会 議長 加藤宏明様

請願者

公益社団法人東郷町シルバー人材センター

会長 石川正務

紹介議員

山下義

趣旨

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じることを求める。

請願理由

令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、免税事業者との取引については消費税に係る仕入れ控除が認められなくなります。

シルバー人材センターが会員に支払う「配分金」には消費税が含まれていますが、この制度が導入されるとほぼ全員が免税業者であるセンターの会員についての仕入れ控除が認められないこととなり、シルバー人材センターは配分金に含まれる消費税相当額を負担し、納税する必要が生じます。

しかし、シルバー人材センターは公益法人であり「収支相償」の原則もあることから剰余金もないため、この消費税相当額を負担することとなった場合、センターの事務局体制を維持し、事業運営を行うことが出来なくなる可能性があります。

よって、適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を講じられるよう、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣に対して、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されるよう下記の事項について請願いたします。

請願事項

- 1 適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が大きいことから、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を要望します。

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書（案）

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公益団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高年齢者の社会参加を促進し、高年齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献をしている。

令和5年10月から消費税制度において、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、現在は免税業者であるセンター会員は、適格請求を発行できないことから、センターは仕入れ控除が出来なくなり、新たに預かり消費税の納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担をする財力は持っていない。

人生百年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現を求められている中、些少な配分金よりも社会参加・健康増進に重きを置いた「生きがいづくりのための就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとする高年齢者のやる気や生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力の低下をもたらすことも懸念される。センターにとっては、新たな税負担は存続の危機となる。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮から、年間課税売上が一千万円以下の事業者は、消費税納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかしないセンター会員の配分金が減少することなく、センターにおいても安定的な事業運営が可能となるよう適正な措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定より、意見書を提出する。

令和　年　月　日

東郷町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

厚生労働大臣